

遺産分割協議書

平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇市〇〇町〇〇番地 香川太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である 香川花子、香川一郎、香川二郎、及び 高松夏子 は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

1. 相続財産中、〇〇市〇〇町〇〇番〇 宅地〇〇.〇〇㎡ 及び 同所〇〇番地〇 家屋番号〇〇番〇 居宅 木造かわらぶき2階建 床面積1階〇〇.〇〇㎡ 2階〇〇.〇〇㎡ の建物は、香川一郎(持分2分の1)及び香川二郎(持分2分の1)の共有とする。この土地・建物を〇年〇月〇日までに売却し、その売却代金から売却に要する一切の費用を控除した残額を共有持分割合に従って取得する。尚、売却に関する全ての手続等は香川一郎が行うものとする。(※1)
2. 上記を除く不動産の全ては、香川花子の所有とする。(※2)
3. 香川花子は第2項記載の相続財産を取得する代償として、香川一郎、香川二郎にそれぞれ金100万円を支払う。(※3)
4. 相続財産中、株式会社〇〇銀行〇〇支店の定期預金(口座番号〇〇〇〇) 〇〇万円 及び 〇〇株式会社の株式〇〇株(株券番号〇〇〇)は、香川花子と高松夏子が各2分の1の割合で取得する。この金融資産の取得のための名義変更、解約、払い戻し等の手続きについては、高松夏子を指定する。(※4)
5. その余の財産の全ては 香川花子の所有とする。(※5)
本協議書に記載のない財産が後日判明した場合は、全て 香川花子の所有とする。(※6)

この協議を証するため、本協議書を〇通作成して、それぞれに署名・押印し、各自1通を所有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	香川花子	実印
〇〇郡〇〇町大字〇〇 〇〇番地	香川一郎	実印
〇〇市〇〇町〇〇番〇号	香川二郎	実印
〇〇市〇〇町〇〇番地〇	高松夏子	実印

記載例ですので、下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

- ※1. 不動産を共有で取得した後、売却(遺産の換価)し、売却代金から諸経費を差し引いた残額を取得する場合。
- ※2. 不動産を特定して記載する場合、多数に及ぶこともあり、そのために漏らすことも考えられるため、「上記を除く不動産の全て」と記載したほうが良い場合があります。
- ※3. 遺産分割協議の際に、金銭等により清算する場合「代償」と記載することにより贈与税の問題は生じなくなります。(相続後の金銭の授受は贈与税が発生する場合があります。)
- ※4. 金融資産を共有で取得し、名義変更等を特定の者が行う場合。
- ※5. 「その余の財産の全て」と記載しておく、他に財産があった場合でも、再び協議書を作成する必要がありません。
- ※6. 後日、財産が判明される場合があり、この様に記載しておく、再び協議書を作成する必要がありません。

◆その他の記載例については……

建物に附随するもの ⇒ 建物に附随する家具家財及びその他動産等について…

相続後発生のもの ⇒ 相続発生日から本件分割協議成立までの期間に生じた相続不動産に係る地代家賃収入や預金利息などの法定果実については、当該収益を生じさせる財産を取得した相続人がこれを取得するものとする。

代表者が取得後売却代金を分割 ⇒ 相続人 〇〇〇〇 は、不動産の全部を取得する。ただし、相続をした不動産は、〇〇〇〇名義に登記した後、全て売却する。その売却代金から売却に要した一切の費用(不動産仲介手数料、登記手続費用)及び売却が完了するまでに要した管理費用(固定資産税、修繕費等)を控除し、残金を相続人 〇〇〇〇 と相続人 △△△△ の間で各2分の1に分割する。

代表者が金融資産を代理受領し分割 ⇒ 全ての金融資産(現金、預貯金・証券他債券類、保険金、年金等)は、相続人 〇〇〇〇 と相続人 △△△△ の間で法定相続分(各2分の1)に分割する。なお、預貯金・証券他債券類、保険金、年金等について、調査、解約、名義書換による請求手続ならびに代理受領に関する一切の手続きは 〇〇〇〇 を指定する。

← 実印はっきりと！

遺産分割協議証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日被相続人 香川太郎 の死亡により開始した相続につき、共同相続人全員による遺産分割協議の結果、

(※1) { 相続財産の全部
不動産の全部
末尾記載の不動産(※2) } を 香川花子 が取得したことを

証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

相続人 高松市香川町浅野〇〇番地〇
香川一郎

氏名はできる限り自署をお願いします

不動産の表示 〇〇市〇〇町〇〇番 田 〇〇〇㎡ (※2)

実印はっきりと！


はっきりと押せなかった時は、重ならないように横又は下に押し直してください

- ※1 該当する事項を記入してください。
- ※2 「末尾記載の不動産」とした場合は、不動産の表示を記載します。

【 押印する方に準備していただく書類 】

- ・ 戸籍謄本、又は、抄本 1 通 (3ヶ月を経過したものでもかまいません)
- ・ 印鑑証明書 1 通 (3ヶ月を経過したものでもかまいません)

司法書士 西川勝秀事務所
〒761-1703 高松市香川町浅野 290-2
Tel : (087) 889 - 4455
Fax : (087) 889 - 4468

 ← **実印はっきりと！**


証 明 書

香川一郎 (私) は、被相続人の生前において、生計の資本 (※1)としてすでに相続分相当の財産の贈与を受けているので、被相続人の死亡により開始した相続については、受けるべき相続分の存しない事を証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日


被相続人 香川 太 郎

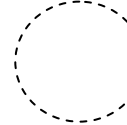
相 続 人 高松市香川町浅野〇〇番地〇
香 川 一 郎



氏名はできる限り自署をお願いします

実印はっきりと！
 はっきりと押せなかった時は、重ならないように横 又は 下 に押し直してください



 ← **実印はっきりと！**


相 続 分 譲 渡 証 書

被相続人 香 川 太 郎

私は、被相続人の死亡により開始した相続については、その受けるべき相続分の全部を貴殿に譲渡いたします。


〇〇年〇〇月〇〇日

譲 渡 人 高松市香川町浅野〇〇番地〇
香 川 一 郎



氏名はできる限り自署をお願いします

実印はっきりと！
 はっきりと押せなかった時は、重ならないように横 又は 下 に押し直してください



譲 受 人 (※1)

住 所

氏 名 殿

※1 生計の資本、結婚の資金など、該当する事項を記入してください。

※1 ・譲受人が相続人でない場合、原因が「相続分の売買・贈与」などとなり、相続税以外の税がかかることがあります。また、農地の場合は農業委員会の許可が必要ですので、注意が必要です。

・一次相続についての相続分譲渡の原因は「相続」ですが、二次相続が発生している場合の相続分譲渡は、相続のみの登記とはならない場合があります、相続税以外の税がかかることがあります。